

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

## 事業名 児童養護施設入所児童等進学支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第二係

電話番号：058-272-1111 (内 2636)

E-mail：[c11217@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11217@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 3,752 千円 (前年度予算額：3,692 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,692	0	0	0	0	0	0	0	3,692
要求額	3,752	0	0	0	0	0	0	0	3,752
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

#### ○学習費支援事業

- ・施設や里親などの社会的養護で暮らす子どもが塾に通う費用は、中学生が公費で全額助成されるのに対し、高校生は一人当たり月2万円(高校3年生は2万5千円)までに限られている。
- ・実際には高校生の通塾だと、助成だけでは十分ではなく、施設や里親の負担により賄われているのが現状である。
- ・助成額を超える部分について施設等にとって持ち出し分がなく、希望する児童が通塾できるような環境作りが求められる。
- ・とりわけ、平成28年の児童福祉法改正により、家庭養護優先の原則が明記された。今後は、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親への委託を進めることになる。里親委託を進めるためには、これらの費用負担についても現状に則して見直しをしていく必要がある。
- ・文部科学省の調査によると全国の中学生の通塾率は60%程度(平成29年調査)あるのに対し、県内の児童養護施設等に入所している中学生の児

童の通塾率は2割程度（令和元年10月現在）、高校生の通塾率に至っては数パーセント（同現在）程度となっている（県子ども家庭課調）。

#### ○進学給付事業

- ・保護者から経済的な援助を受けられないため、学費や生活費によっては進学をあきらめる者、進学先を変更せざるを得ない者がいる。  
※全国の高校生は8割近くが大学や短大、専門学校等に進学しているが、児童養護施設（全国）の高校生の大学進学率は3割程度と低い状況である。
- ・保護者から経済的な援助が得られない児童の中には、他に生活の基盤になるものがなく、学費や生活費を賄うため、大学等で学業を学びながら、アルバイト等を余儀なくしている者がいる。病気等や急な出費等により収入がなくなることも想定され、不安定な生活を送っている。

### （2）事業内容

#### ○学習費支援事業

- ・児童養護施設等又は里親等措置児童の高校生等のうち、学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会等に対し、児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に基づき支弁している特別育成費（補習費）を控除した、必要な経費を支給する。
- ・児童養護施設等の高校生等であって、家庭教師等を施設に招き、行う個別学習に必要な指導料等に対し、必要な経費を支給する。

#### <拡充>

- ・学習塾の季節講習の費用を一人当たり上限9万円追加で支給する。
- ・学習塾だけでなく、通信教育の受講料を児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱に基づき支弁している特別育成費（補習費）を控除した、必要な経費を一人当たり年間12万円支給する。
- ・従来、家庭教師を招いて行う個別学習に必要な指導料を支給できる条件を設定していたが、その条件を撤廃し、家庭教師による個別学習を希望する高校生であれば、支給対象とする。

#### ○進学給付事業

- ・大学に納める入学金、授業料等（学費）から民間給付金・奨学金（給付型）を除いて得た額の1/2を給付

（3）県負担・補助率の考え方 県10/10

（4）類似事業の有無 無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	53	10,500円×審査会委員5人
旅費	38	費用弁償
会議費	1	お茶代
扶助費	3,660	○学習塾費 年上限12万円 @120千円×10人=1,200千円 ○通信教育 年上限12万円 @120千円×3人=360千円 ○家庭教師 年上限30万円 @300千円×5人=1,500千円 ○進学給付 一人当たり上限200千円 @200千円×3人=600千円
合計	3,752	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 国・他県の状況

独立行政法人 日本学生支援機構が実施している、社会的養護を必要とする者に対する給付奨学金制度がある。

#### (2) 後年度の財政負担

5年程度の事業を経て、児童の進学率の向上等の効果検証を行い、事業継続の検討をする。



# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

児童養護施設入所児童等に対し、塾に通う等学習する機会を提供し、学ぶ意欲を後押しすることにより、学習度や進学率の向上を図る。

児童養護施設退所児童等が大学等に進学し、学業及び自立した生活を通して、自分の能力に応じて社会で活躍できるよう、進学後の学費等の助成を行い、進学する児童を応援する。

目標：大学、短期大学、専修学校等への進学率：40%

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移			現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目標	達成率
大学、短期大学、専修学校等への進学率	24.3% (H25)	26.3% (H29)	32.4% (H30)	37.5% (R1)	40.0% (R4)	93.8%	
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%	

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○学習費支援事業

児童養護施設等に入所している5人の児童等に対して、217,951円の支援を行った。

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

高校3年生に対しては、大学進学のための学習の場を提供し、それ以外の高校生に対しては、継続して学ぶ意欲を育て、大学等への進学率の向上が見込まれる。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	全国の高校生は8割近くが大学や短大、専門学校等に進学しているが、児童養護施設の高校生の大学進学率は3割程度と低い状況である。児童に学習する機会を与え、学ぶ意欲を支える取組みが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	大学等への進学率が、上昇してきているため、事業効果は得られている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) △	児童養護施設等の所在地の地域性があるため、対象の入所児童に均等に学習する機会を与える方法が必要。

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>学習する意欲がある入所児童に対し、施設の所在地によって、学習する機会が狭められている可能性があり、地域性や児童の特性にあわせた学習方法が選べるようにすることが必要。</p>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>複数年度の事業期間の中で、効果を検証し、必要な対策を講じていく。</p>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p> <hr/> <p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	
---	--